

コーポレート・ガバナンス ポリシー

1. 総則

(1) 目的

本ポリシーは、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「パーパス」、「経営理念」、「オートバックスセブングループ 行動規範・行動指針」及び「オートバックスセブングループ サステナビリティ基本方針」等に基づき、すべてのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、社会の公器として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に貢献するため、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努める。

この基本的な考え方のもと、業務執行と監督の分離や、迅速かつ果断な意思決定と適切なモニタリングに取り組むなど、公正かつ透明性ある経営を実現する仕組みを構築し、それらを実質的かつ十分に機能させることに努める。

《パーパス》

社会の交通の安全とお客様の豊かな人生の実現

<https://www.autobacs.co.jp/ja/company/purpose.html>

《経営理念》

人とモビリティの未来を、もっと楽しく、もっと自由に。

<https://www.autobacs.co.jp/ja/company/absvision.html>

《オートバックスセブングループ 行動規範・行動指針》

<https://www.autobacs.co.jp/ja/company/absvision.html#a01>

《オートバックスセブングループ サステナビリティ基本方針》

<https://www.autobacs.co.jp/ja/sustainability/concept.html>

2. コーポレート・ガバナンス体制

(1) 機関設計

業務執行と監督を分離し、迅速かつ果断な意思決定と適切なモニタリングを両輪とする、より実効的なコーポレート・ガバナンス体制を実現し、さらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択する。

(2) 取締役会

①役割・責務

- a. 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。
- b. 取締役会は、当社の中長期的な方向性及び年度経営計画のほか、法令または定款に定められた事項及び会社の事業活動に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- c. 取締役会は、取締役会決議事項以外の業務執行の決定について、代表取締役に委任し、その内容は社内規程に定める。

②構成

- a. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内により構成し、取締役会における独立社外取締役の割合を取締役総数の3分の1以上選任するよう努める。
- b. 取締役会の役割・責務を適切に果たすため、知識・経験・能力等を考慮し、多様性と適正規模を両立しながら、事業特性に適したバランスで構成する。

③取締役会の実効性評価

取締役会は、その役割を適切に果たしていることを検証し、また、取締役会における課題を見出し継続的な改善を行うため、取締役会全体の実効性について自ら分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(3) 監査等委員会

①役割・責務

- a. 監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の健全性を確保し株主共同利益のために行動する。
- b. 監査等委員会は、選定監査等委員を通じた監査及び内部統制システムによる監視・検証を通じて、取締役の職務執行を監査する。
- c. 常勤監査等委員は、監査環境の整備を行うほか、重要会議への出席等により社内情報を収集し、重要事項については他の監査等委員にも共有する。

②構成

- a. 監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、会計監査等の実効性を確保できる人数とし、監査等委員の過半数は社外取締役とする。
- b. 監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員及び選定監査等委員を置く。

③会計監査人及び内部監査部門との連携

- a. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門等と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を整備する。
- b. 監査等委員会は、会計監査人の評価基準を策定し、独立性と専門性を確認する。また、定期的に会計監査人との面談を実施し、会計監査を適正に行うために必要な基準を遵守していることについて、会計監査人に説明を求める。

- c. 監査等委員会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点等を指摘した場合の対応体制を確立する。

(4) ガバナンス委員会

①役割・責務

取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任の強化により取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の深化を図るため、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役会に対し、以下の事項に関する答申または提言を行う。

- a. 取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）の選任及び解任 ※役付を含む
- b. 代表取締役の選定及び解任、サクセッション・プラン
- c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系
- d. コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

②構成

社外取締役と取締役会議長及び代表取締役 社長により構成する。

③委員長

委員の互選により社外取締役より選任する。

(5) 内部統制

取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメント、財務報告の適正性の確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

《内部統制システム構築に関する基本方針》

https://www.autobacs.co.jp/ja/sustainability/governance/naibu_tousei_sys.html

(6) 取締役

①取締役の指名に関する方針

- a. 当社の取締役は、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者とする。
- b. 社内取締役は、当社の事業に精通している者とし、社外取締役は、企業の経営経験や、法令、金融、ガバナンス、リスクマネジメント等、専門知識や経験を備え、証券取引所及び当社が定める独立性の要件を満たす者とする。
- c. 監査等委員である取締役のうち1名以上は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者とするよう努める。
- d. 取締役候補者は、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会の諮問・答申を経て、取締役会で選定し、株主総会に付議する。
- e. 取締役候補者の選解任理由については、株主総会招集通知に記載する。

《社外取締役の独立性要件》

https://www.autobacs.co.jp/ja/sustainability/governance/co_control.html

②独立社外取締役

- a. 当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、証券取引所及び当社の独立性要件を満たす独立社外取締役を、取締役総数の3分の1以上選任するよう努める。
- b. 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督及び利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役に反映させる。
- c. 独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選定し、独立社外役員連絡会の長として、定期的な会合の招集、会合における情報交換の進行及び代表取締役への提言等を行う。

③取締役の報酬に関する方針

オートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とする。

a. 報酬水準

報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当社のポジション、目標達成の難易度及び役割等を勘案して設定する。

b. 報酬の構成と基本的な考え方

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、「固定報酬」としての「金銭報酬」と「株式報酬」により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役は、役割に応じて設定した「固定報酬」としての「金銭報酬」を支給する。

1) 固定報酬_金銭報酬

取締役としての基礎報酬に加え、個々の役割に応じて設定するその他委任職務の報酬により決定する。

2) 固定報酬_株式報酬

中長期的な業績と企業価値向上及び株主の皆様との一層の価値共有を目的として、個々の役割に応じて設定した額面により譲渡制限付株式を事前交付する。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行を担う取締役の報酬は、取締役としての「固定報酬」（上記1)及び2)）に加え、業務執行に係る部分としての「固定報酬_金銭報酬」及び「変動報酬_金銭報酬」、「変動報酬_株式報酬」により構成する。

3) 固定報酬_金銭報酬

管掌の範囲や責任、連結グループ経営への影響度のほか、前年度の功績を勘案して報酬テーブルより決定する。

4) 変動報酬_金銭報酬

単年度の連結営業利益目標の達成を対象役員共通の支給条件とし、全事業の経常利益目標および担当分野に応じた経常利益目標といった財務的な業績数値のほか、財務的な業績数値だけでは測ることができない中長期視点を含む戦略課題を個々に設定し、その達成度に応じて変動する。

5) 変動報酬_株式報酬

単年度業績等の達成と連動させ、個々の役割に応じて設定した額面により、中長期的な

業績と企業価値向上、株主の皆様と一層の価値共有を目的とする譲渡制限付株式(業績連動型 株式報酬)を事前交付する。

c. 報酬決定のプロセス

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度枠の範囲内で、ガバナンス委員会の諮問を経て客観性・透明性を確保した報酬体系と共に、取締役会で決定する。
- ・このうち、業務執行を担う取締役の業務執行に係る報酬は、ガバナンス委員会の諮問を経て取締役会で決定した業務執行取締役の報酬体系に基づき、社長が決定する。
- ・当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて決定する。

④取締役の支援体制

- a. 取締役会における自由闊達かつ建設的な議論を図るため、意思決定システム統制機能を主管する部門を取締役会事務局とし、次のとおり運営する。
 - ・取締役会開催スケジュール及び重要討議事項のスケジュールを決定する。
 - ・取締役会資料の配付においては、十分な検討時間を確保できるよう努める。
 - ・各議案の審議時間は、十分な審議が行えるよう適切に設定する。
 - ・事務局または議案の上程部門は、社外取締役を含む取締役に必要な情報を適宜提供するほか、必要に応じて事前説明を行う。
- b. 監査等委員会の監査機能の強化を図るため、執行から独立した監査等委員会室が監査等委員会の業務をサポートする。
- c. 取締役の職務の執行において、内部監査部門その他の執行部門は、必要な情報を求められた場合は的確に対応する。また、当社は、取締役が外部専門家の助言を得る必要がある場合には、その費用を負担する。

⑤取締役に対するトレーニング方針

- a. 当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施する。
- b. 社内取締役に對しては、就任前までに各階層に応じた社内研修を実施するほか、必要に応じ、外部研修の受講等を実施する。
- c. 社外取締役に對しては、就任時に、当社の経営理念、戦略及び事業内容等の説明や主要拠点の視察等を実施する。
- d. 監査等委員である取締役は、(公社)日本監査役協会等を通じたセミナー・部会等に参加して、役割・責務に必要な研鑽を図る。

3. ステークホルダーとの関係

(1) 基本方針

- ・当社は、株主、お客様、従業員、取引先、社会等のすべてのステークホルダーに配慮した経営

を行うことを基本方針とし、社外に対して適時・適切な情報発信による透明性の向上に努めるとともに、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業等に対する理解の促進を図る。

- ・当社は、事業活動のプロセスにおいて、すべてのステークホルダーと信頼関係を深めながら豊かで健全な車社会を創造するためのさまざまな活動を行う。

(2) 株主の権利・平等性の確保

- ・当社は、株主の権利の重要性を認識し、少数株主を含め、株主総会における議決権等の権利が実質的に確保され、適切に行使することができる環境を整備する。
- ・株主総会決議事項の一部を取締役に新たに委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレート・ガバナンス体制にてその役割・責務を果たせることを、取締役会にて確認する。
- ・当社は、少数株主が当社及び取締役に対する特別な権利を行使する場合には、その意思に配慮し尊重する。

①株主総会

- a. 株主総会が最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使のための環境整備を行う。
- b. 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、招集通知等において的確に提供する。
- c. 株主が、株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当該発送前に当社ウェブサイト、証券取引所に開示する。
- d. インターネットによる電子行使の導入や議決権行使プラットフォームの利用を通じて、株主の議決権行使の利便性を確保する。また、海外投資家の議決権行使の利便性向上のため、招集通知の英訳版も日本語版と同時に開示する。
- e. 株主との建設的な対話の充実や、そのための情報提供等の観点を考慮し、株主総会の開催日、招集通知の発送日等を適切に設定する。
- f. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において議決権行使等の株主権利の行使をあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議のうえ、株主総会への出席を検討する。
- g. 株主総会において可決に至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他対応の要否について検討する。

②資本政策に関する基本方針

- a. 成長戦略の推進により営業キャッシュフローを拡大し、積極的な事業投資及び株主還元を実施する。
- b. 株主還元については、安定的かつ継続的な配当と自己株式取得の実施を検討する。
- c. 大規模な希釈化をもたらす資金調達を実施する場合には、資金使途の内容と回収計画を取締役会において十分に検証及び検討を行ったうえで決議するとともに、株主に対する説明責任を果たす。

③政策保有株式に関する基本方針

- a. 当社は、業務提携、取引関係維持・強化等の事業活動における必要性を総合的に勘案し、中長期的な観点で企業価値向上に資すると判断する場合に株式を保有する。
- b. 政策保有株式は、毎年の取締役会にてコストとリターンを比較検証し、企業価値向上に資すると判断しない場合には当該株式について縮減を進める。
- c. 政策保有株式の議決権行使基準については、当該議案の内容が発行会社の企業価値の維持及び向上、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使する。

④買収防衛策

- a. 当社は買収防衛策を導入しない。
- b. 当社株式が公開買付に付された場合、公開買付者に対して当社グループの企業価値向上策の説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示する。

⑤関連当事者間の取引に関する方針

当社と取締役との間の利益相反取引及び競業取引については、会社法及び社内規程に基づき、会社及び株主共同利益を害することのないよう、取締役会において適切に議論し決議するとともに、取引結果の確認を行う。

(3) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

①従業員との関係

- a. 取締役及び従業員の行動指針として、「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」を周知するとともに、法令遵守の徹底を図り、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- b. 「オートバックスセブングループ行動規範」のひとつである「従業員に対する姿勢」に基づき、人権の尊重や性別、年齢、国籍などの違いを超えた多様性の推進などにも注力し、お互いの人格・個性を尊重し合う、健全な職場環境を迫及する。
- c. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」（グループ内通報制度）を設置する。

②お客様との関係

「オートバックスセブングループ行動規範」のひとつである「お客様に対する姿勢」に基づき、お客様の立場に立ち、その安心・満足・信頼を旨とし、最良の商品・技術・サービスを提供し、お客様のニーズにお応えする。

③取引先との関係

「オートバックスセブングループ行動規範」のひとつである「取引先に対する姿勢」に基づき、全てのお取引先様と公正な取引関係を構築し、関係法令及び契約に従って誠実な取引を行う。

④社会との関係

「オートバックスセブングループ行動規範」のひとつである「社会に対する姿勢」に基づき、社会の一員であることを自覚し、社会のルールに従うとともに、絶えず変化する社会の期待、要請に応え、より良き社会の実現に向かって行動する。

⑤企業年金基金との関係

従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度及び規約型確定給付企業年金制度を導入しており、加入時等において従業員に対し資産形成や運用に関する啓発を行うほか、後者については、加入先である企業年金基金を通じて、運用機関における運用状況のモニタリングを行う。

《オートバックスセブングループ行動規範・行動指針》

<https://www.autobacs.co.jp/ja/company/absvision.html#a01>

4. 適時・適切な情報開示と充実

(1) 情報開示の基本的な考え方

- ①全てのステークホルダーから支持と信頼を得ることとともに、上場企業として適正な資本市場の形成に寄与することを経営上の最重要項目の一つと認識し、関係法令や規則に従い公平でタイムリーな情報開示を積極的に行う。
- ②開示・提供する財務情報及び非財務情報は、利用者にとって理解しやすく、付加価値の高い内容となるよう努める。
- ③当社は、英語での情報開示・提供を合理的な範囲で推進し、情報の公平性の確保に努める。

(2) 株主・投資家との対話に関する基本方針

- ①当社は、株主との対話の重要性を認識し建設的な対話を促進するため、株主総会や決算説明会等の対話の場において積極的な対話を図るとともに、公平でタイムリーな情報開示を積極的に行うためにディスクロージャー・ポリシーを定め、当社コーポレートサイトにおいて開示する。

《ディスクロージャー・ポリシー》

https://www.autobacs.co.jp/ja/ir/policy/disclosure_policy.html

- ②株主・投資家との対話は代表取締役 社長を中心に実施し、必要に応じて他の取締役も参加するほか、株主・投資家との対話の幅を広げるため、筆頭独立社外取締役を設置し、建設的な対話をより一層進める。

制定日：2009 年 4 月 23 日

最終改訂日：2025 年 7 月 25 日